

## 会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成29年6月19日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時04分

出席者 委 員 委員長 針 谷 育 造

小久保 かおる 松 本 喜 一 渡 辺 照 明

平 池 紘 士 大 出 三 夫 大阿久 岩 人

広 瀬 義 明 海老原 恵 子

傍 聴 者 大 谷 好 一 茂 呂 健 市 青 木 一 男

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

白 石 幹 男 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫

千 葉 正 弘 入 野 登志子 天 谷 浩 明

福 富 善 明 大 武 真 一 永 田 武 志

小 堀 良 江 中 島 克 訓 高 岩 義 祐

福 田 裕 司

---

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 中 野 宏 仙

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	茅 原	剛
総 務 部 長	赤 羽 根 則	男
危 機 管 理 監	榎 本 佳	和
財 務 部 長	小 林 敏	恭
消 防 長	増 山 政	廣
総 合 政 策 課 長	寺 内 秀	行
蔵 の 街 課 長	中 田 芳	明
総 務 課 長	名 淵 正	己
職 員 課 長	永 島	勝
情 報 シ ス テ ム 課 長	塚 田	薫
契 約 検 査 課 長	牧 野 修	一
危 機 管 理 課 長	糸 井 孝	王
管 財 課 長	萩 原 雄	一
参 事 兼 財 政 課 長	杉 山 知	也
市 民 税 課 長	海 老 沼 文	明
資 産 税 課 長	山 野 井 広	実
消 防 総 務 課 長	上 岡 健	司
消 防 総 務 課 主 幹	本 名 義	人

平成29年第2回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成29年6月19日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第55号 市長の専決処分事項の承認について(栃木市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第66号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更について
- 日程第3 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第68号 財産の取得について
- 日程第5 議案第69号 財産の取得について
- 日程第6 議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第1号)(所管関係部分)
- 日程第7 議案第77号 平成29年度栃木市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 陳情第2号 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（針谷育造君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（針谷育造君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（針谷育造君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第55号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

海老沼市民税課長。

○市民税課長（海老沼文明君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第55号 市長の専決処分事項の承認について、栃木市税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は、46ページから52ページ、また議案説明書は6ページから12ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の6ページをお開きください。提案理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴いまして、栃木市税条例の一部改正を専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により議会のご承認をいただきたいというものであります。

改正の概要につきましては、1としまして、軽自動車税のグリーン化特例の適用期限を2年間延長すること。2といたしまして、軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定の整備を行うことであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。附則第16条につきましては、平成27年度税制改正で実

施されたグリーン化特例について、燃費基準の要件を引き上げた上で特例措置を2年間延長する規定を整備するものであります。

次に、11ページ、12ページをお開きください。中段の第16条の2につきましては、不正な手段等により減税対象車の認定等を受け、それが取り消された場合、その申請をした者を当該軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用するものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案書の46ページをお開きください。こちらにつきましては、議案第55号の上程文であります。次の47ページにつきましては、専決第3号の専決処分書であります。

次に、48ページをお開きください。改正する条例の公布文であります。次の49ページからは、条例の改正文となりますが、内容につきましては議案説明書にて説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次に、51ページをお開きください。下段にあります附則第1条の施行期日ではありますが、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。

次の第2条につきましては、経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 日程第2、議案第66号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵総務課長。

○総務課長（名淵正己君） ただいまご上程いただきました議案第66号 字の廃止並びに町及び字の区域の変更につきましてご説明を申し上げます。議案書は86ページから88ページ、議案説明書は45ページから50ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の45ページをごらんください。提案理由であります、平成26年11月14日付、栃木県指令都計第360号で認可のありました千塚町上川原土地区画整理事業の施行の結果、土地区画整理事業実施後の現況に符合しない字及び町の区域が生じたため、字の廃止並びに町及び字の区域の変更をすることにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の86ページをごらんください。議案であります、地方自治法第260条第1項の規定に基づきまして、別紙変更調書のとおり本市内の字の廃止並びに町及び字の区域の変更をするものとし、その期日は地方自治法施行令第179条の規定により、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日とするというものでございます。

なお、記載の法令につきましては、先ほどの議案説明書に参照条文として記載させていただいております。

次の87ページをごらんください。変更調書となりますが、表の1行目をごらんください。左側が変更前、右側1列が変更後となります。まず、千塚町の字犬塚、庚申塚、上川原、阿寺倉、一ノ沢、次の88ページとなりますが、台下、台、北沢、貫井、寺ノ内につきましては、地番欄記載の区域の字を廃止するものでございます。また、88ページの表の最後にあります尻内町字川入につきましては、地番欄記載の区域の字を廃止し、その区域を千塚町に編入するものであります。

なお、実質的には各字とも地番欄記載の区域の字を廃止するものでありますが、町または字の区域の変更等の分類上、形式的には字の区域の全部を廃止する場合は字の廃止に、字の区域の一部を廃止する場合は字がなくなるわけではなく、字の区域が狭くなりますことから字の区域の変更と、全部の場合が廃止、一部の場合が区域の変更ということになります。

このため、87ページの下段に記載の千塚町字阿寺倉及び88ページの上段に記載の台下につきましては、字の区域の全部を廃止するため字の廃止に、それ以外の区域は字の区域の一部を廃止するため字の区域の変更となります。また、88ページの表の最後に記載の尻内町字川入につきましては、

尻内町及び千塚町の区域及び字川入の区域が変更となりますので、町及び字の区域の変更という形になります。町と字の区域が変わるということでございます。

次に、平面図によりご説明いたしますので、議案説明書の48ページをごらんください。千塚町上川原土地区画整理事業の施行区域の位置図となりますが、説明につきましては省略をさせていただきます。

次の49ページをごらんください。区画整理事業実施前の区画図となりますが、字ごとに色分けをしております。区画整理事業地区内の字を廃止いたしますとともに、左上に記載しております尻内町字川入の灰色の区域を千塚町に編入するものでございます。

なお、先ほどご説明させていただきましたとおり、町または字の区域変更等の分類上、区域図の中央にあります千塚町字阿寺倉及びその左側にあります字台下は、字の区域の全部を廃止するため字の廃止に、千塚町のそれ以外の字は字の区域の一部を廃止するため字の区域の変更、左上にあります尻内町字川入につきましては、字の一部を廃止し千塚町に編入するため町及び字の区域の変更となります。

次の50ページをごらんください。区画整理事業実施後の区画を示しました平面図となります。なお、字の廃止等の告示につきましては、今議会でご可決をいただくことができましたら速やかに行いたいと考えておりますが、字の廃止等の効力につきましては、栃木県による換地処分公告のあった日の翌日から生じることとなりますので、今の現在ですと12月になると見込んでおります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 確認をさせていただきます。この貫井とか犬塚というところには、人家はあるのですか。人家の入れかえとかというのはなし。

○委員長（針谷育造君） 名淵課長。

○総務課長（名淵正己君） 区画整理地内につきましては、人家はございません。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） わかりました。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第66号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第3、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原管財課長。

○管財課長（萩原雄一君） よろしくお願いたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第67号 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。議案書は89ページ、議案説明書は51ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の51ページをお開きください。議案第67号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由であります、旧栃木市役所本庁舎等解体工事請負契約を栃木市尻内町691番地1、坂本・日向野特定建設工事共同企業体、代表者坂本産業株式会社、代表取締役坂本和則と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の89ページをお開きください。工事請負契約の締結についてであります、1、契約の目的につきましては、旧栃木市役所本庁舎等解体工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札であります。3、契約金額につきましては、1億7,107万2,000円であります。4、契約の相手方につきましては、栃木市尻内町691番地1、坂本・日向野特定建設工事共同企業体、代表者坂本産業株式会社、代表取締役坂本和則であります。

なお、本件の入札に参加した業者数は5つの共同企業体で、落札率は97.39%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。



ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと説明していただきたいのですけれども、事後審査型条件つき一般競争入札という、その事後審査型という内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 入札にかかわる案件ですので、契約検査課からお答え申し上げます。

事後審査型と申しますのは、入札公告におきまして、入札に参加できる必要な資格要件等を定めております。それらについて、入札参加者につきましては2年に1度の入札参加の登録をしているわけですが、最新の状態の資格要件をクリアしていただくために、入札後、事後ということで審査を行っております。必要な要件といたしましては、工種であるとか代表構成員、それから必要な配置技術者等でございます。それらを勘案いたしまして、入札後に落札保留をいたしまして事後審査を行って、落札決定を行うという流れでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 入札参加している業者というのは得点がありますよね、その得点というのは何点以上の業者が入札参加できるのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今回につきましては、総合点数、客観点というのですが、県におきまして経営審査というものをを行います。それに基づく点数といたしまして、700点以上を今回の代表構成員、それからその他の構成員の点数といたしました。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、その得点に受かった業者が5件あったということですか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これは、建設業者が請け負ったのでしょうかけれども、解体業者の業者は5件のうち何者ぐらい入ったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今回の代表構成員になれるものとしたしましては11者でございます。

その他の構成員になれるものとしたしましては6者でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 解体業者の業者は何件入っているのですか、件数だけお願いします。名前は

まずいのでしょうかけれども。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今回解体というのが、平成28年度に建設業法の改正によりまして解体業というものが追加されましたが、現在移行期間でございまして、ここの入札につきましてはとび・土工及びコンクリートまたは解体ということで、解体業者につきましては市内の1社でござい  
ます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） その業者も入札参加に入ったということでいいですね。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 建設業者も700点以上とありますけれども、私なんかよく思うのですけれども、解体業者のほうがそういう専門性があるから得点数というのは高いと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 解体業というのが、先ほど申しましたように平成28年6月1日に建設業法の改正によりまして生み出されましたが、それ以前、解体という業につきましてはとび・土工、またはコンクリートという業種において解体業を行っておりました。それに基づきまして、指名なり入札公告も行っていたということでありまして、点数につきましては現在とび・土工・コンクリートの点数も同等と扱っております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 建設業者が受けてはだめだとは言わないのですけれども、そういう建設業者が解体用の機械とか、そういうものを持っていて入札参加しているのでしょうか、これ。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 委員からは、建設業者というお言葉になっておりますけれども、発注側としましては、とび・土工・コンクリートという工種の業者という見方をしております、ただ、その業者さんは土木工事なり建設工事も請け負っている、類似な工種を請け負っているという実態がござい  
ます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、建設業者もその解体の許可申請をちゃんと出してあるということですね。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 先ほども言いましたように、解体業が昨年度、法の改正によって生まれました。ただ、3年間の暫定期間を設けまして、とび・土工・コンクリートの業者も解体という業を営めるということですので、現在その解体業ととび・土工・コンクリートの業種、2つの業種を混合して入札公告なりをしているというところでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 私が聞きたいのは、解体業の入札を受けても、自分のところで解体ができないで、全部丸投げなのではないかなと思ったのです。そういうことで、とび・土工とかそういう許可はあっても、实际的にやる業者が解体する機械とか、そういうのがないのに請け負うと。それは、単価的に安ければ請け負うのでしょうかけれども、昔では印刷業者なんかは印刷の機械がなければ入札参加できないとか、そういう条件つきがあったのです。その辺はどうなのでしょう。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今丸投げというお言葉がありましたが、下請負という言葉に置きかえさせていただきたいと思うのですけれども、下請負というのはかなり認められているものでございまして、ちゃんとそれなりの手続をもって、元請負が下請負に十分な関与をするということでございますので、発注側といたしましては監督員、あるいは元請負者の現場代理人のほうへの監督指導を十分にしていまして、そこは十分に機能しているものと考えております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そうであれば、私も何ら文句言うことがないのですけれども、それともう一つ、旧庁舎に対してアスベストとか、そういう検査はしたのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） この建物は、昭和35年に建てた古い建物です。そういったこともありまして、非飛散性のアスベストの有害物が使われてございました。これにつきましては、昨年度調査いたしております。

アスベストにつきましては、非飛散性ということでございます。床のタイルとか天井ボード、配管エルボ、保温材等に含まれております。解体につきましては、法令に基づいた解体手法によって細心の注意を払って行うつもりでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、この入札の単価に入っているということで、後で追加工事はないということよろしいのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 総務部長。

○総務部長（赤羽根則男君） 先ほどの牧野課長の答弁の中で、勘違いして答えている部分があるか

なと思いますので、ちょっと補足させていただきます。

解体工が、確かに今回応札できる業者の中に入っておりましたけれども、実際に入札したJVの中には、解体業者は入っていなかったということでご理解をいただければと思います。応札可能業者の中には解体業者がいましたけれども、実際に応札した業者の中にはいなかったということで、済みません、その部分追加で答弁をさせていただきます。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、5者に入っていなかったということですね。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 大変失礼いたしました。今回共同企業体方式での入札でしたので、5つの業者という中には、解体での登録のある業者は含まれてございません。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） なぜ入っていなかったのでしょうか。専門性がある解体業者が一者も入っていなかった。例えば5者の中に、解体等建設業者の共同企業体があるというのならいいのですけれども、どうして専門性がある解体業者が入らないのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 入札可能な業者としてのカウントはしていたわけなのですけれども、共同企業体が自主結成方式をとりましたので、その解体を専門とする業者さんは共同企業体を組まずに、入札に参加しなかったということでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 栃木市には、共同企業体を組まなくても、この辺の値段の単価の解体をどんどん請け負ってやっている業者が何社もあります。どうしてそういうのが、単独では入札参加できないのでしょうか。普通専門性があるところは1社でもいいのではないですか、これ。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今回共同企業体方式といたしましたのは、周辺に小学校、それから病院等、公共公益施設がございますことから、解体の工事を行うに当たりまして、その技術を集結する意味合いがあるという判断で、共同企業体方式を採用いたしました。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、その解体業者はクリアできなかったということですね、事後審査で。だから入札参加できなかったということなのですね。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） あくまでも共同企業体方式ですので、自主結成方式によりまして2者の共同企業体を結成していただきたいという考えでの入札公告でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 今回そういうことでやったのでしようけれども、もう少し専門性がある業者も入れるような入札方式にしないと、専門性のところが受けなくてほかを受けているという状況では、本当は専門性があるところが一番トラブルがないのです、はっきり言って。その辺は要望でいいですから、そういう解体関係はよく調べながら、専門性のある業者も参加させるような状況をつくっていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第67号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第4、議案第68号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原管財課長。

○管財課長（萩原雄一君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第68号 財産の取得につきましてご説明申し上げます。議案書は90ページ、議案説明書は53ページであります。

初めに、議案説明書でご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の53ページをお開きください。議案第68号 財産の取得についてであります。提案理由であります。栃木市で保有している大型バスが初年度登録から24年が経過し、老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のため車両の入れかえを行いたく、大型バス1台を購入することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の90ページをお開き

ください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、庁用大型バス1台であります。2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付き一般競争入札であります。3、取得予定価格につきましては、3,190万1,040円であります。4、取得相手方につきましては、栃木いすゞ自動車株式会社小山営業所、小山市神鳥谷4-1-49、小山営業所長中澤年之であります。

なお、本件の入札に参加した業者は1社で、落札率は99.97%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 競争入札で、何で1社しか入札参加しなかったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） これは、一般競争入札でございまして、あくまでも結果でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 入札の中で、車の車種の指定があったようなお話を聞いていますけれども、あったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） いすゞの車両を指定いたしました。栃木市では、従前より工事の発注や物品の購入等に当たり、地域の育成等や産業の振興等の観点から、市内に事業所、営業所等を有する業者を優先して指名入札を行ってきております。

このことは、市の活性化を図り、住民の公益に資するという考え方によるものでありまして、庁用バスの購入につきましても同様の考え方から、いすゞのバスを銘柄指定いたしました。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 地元の業者を使うというのは、確かにいいことだと思います。ただ、やっぱり競争入札ということだと、車種を決めるってまずいのではないですか、これ。バスだったら、いすゞ、日野、三菱、いろいろあると思うのです。

社名を決めるのではなくて、そういうメーカー、メーカー同士が競争入札をして、初めて公平公正な入札になるのではないのでしょうか。地元の大平にいすゞがあるからいすゞのバスと言ったら、いすゞの業者しか入れないでしょう、ほかの業者では高くなるのが当たり前です。競争というのはそういうのではないのだと思うのですけれども、なぜ今回、さっき説明だけではなくて、本当の競争をするような、ほかの他社が何社もあるのに、どういう判断で、誰がそういうことを決めたのですか。1人で決めたのですか、これ。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 国内には、バスメーカーはほかにもあるわけですが、どの車両もほぼ性能等に差がないと思っております。それを購入するに当たりまして、少しでも市のためになるにはどのような基準を決めて行うか、市のためになるにはどうしたらいいかということを考えまして、市内の雇用の創出とか雇用の場を提供していただけたらとか、市の財政にも大いに貢献していただいているということで、いすゞのバスを選びました。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） であれば、この入札率の99.97%と言いましたよね。何ぼ地元の業者があるといっても、そういう入札は非常に高いのではないかなと私は思うのです。地元の業者を選ぶのであれば、業者も栃木市のために特別な価格で引いてくれるのではないですか、これもう少し。こちらの要望と、入札に参加した会社のいすゞの気持ちが全然つながっていないと思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 入札に当たりまして予定価格を作成しておりますが、落札率は高くなっておりますが、予定価格以下でございますので、適正であると考えております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） それ以上言ってもいろいろ言うのでしょうけれども、これからは地元の業者も大事だと思いますけれども、ある程度競争性があるような入札をしていかないと、市民の税金ですよ、これ。いかに100%に近い入札で、安いだろうなんて、誰も安いと思っていないですよ、これ。地元の業者だったら、では5%引くか1割引いてやるよと。はっきり言って、トラックでも何でも私らも買いますけれども、ある程度の値段の値引きというのはあると思うのです、はっきり言って。査定が、最低価格が低過ぎたのですか。それと見積もりというのは、もう定価があるのでしょうか、バスでも。いろいろリースとか改造とかするから、そういうデータを全部調べた中でやったのでしょうか。その中で、やっぱりある程度の割引というのはあると思うのですけれども、その辺どうでしょう。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 委員おっしゃるとおり購入したいと考えている車両を取り扱っている業者から参考見積もりをいただきまして、市で必要とするオプション等を検討して予定価格をつくらせていただいております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、そこまで気持ちが入ってやるなら、業者に栃木市で買うから、もう少

し安くしてくれと言ってください、今度は。そういう1社しか指定しないのでは、メーカー指定では。そうでしょう、相手に気持ちがつながっていないでしょう、これ。なるべく安く買っていたきたいというのが、私ら議員も市民もそうだと思います。その辺これからどうなのでしょう、やってくれますか。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 地元の企業の業績が上がれば、雇用の創出とか地域の活性化にもつながりますので、そのように考えております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） おはようございます。関連で質問させていただきたいと思います。

一連の今のやりとりの中で、地元企業の育成とか、あるいは当然いすゞ自動車さんもボランティア活動、いわゆる地域貢献等もかなり活躍されているということは重々承知の上でございます。その中で問題にしたいのは、今回入札なのです。その入札の中での競争性の担保ということを考えたときに、どういった議論が執行部の中で行われたのか、お聞かせください。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） この案件に関しましては、予定価格の額からして一般競争入札ということといたしました。一般競争入札の趣旨といたしましたは、より多くの業者に入札への参加機会を与えるということで競争性を高めております。

ただし、今回1社となってしまったことは、あくまでも結果でございまして、入札の形態につきましては予定価格の額からして適正だったものというふうに判断しております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） これまでさまざまな入札が行われてきた中で、当然法的な部分に触れていない範疇の中での決定事項については適正なものだと、これは当然言えます。ですけれども、競争性を担保する、今課長がおっしゃられたことは、今回のことについてというよりは、一般競争入札に限ってのルールというか、その方針というか、理念的なものです。

今回は、先ほど来管財課長のほうからご説明のあった部分においては、どうも議論を聞いている限り、一般競争入札の趣旨、先ほど申し上げた理念と、かけ離れている部分がかかなり主張されていると思うのです。その中で、競争性を担保するというのを考えたとき、確かに適正な結果は出たかもしれないけれども、その中で1社であるということはどういうことなのか、あるいは99.97%という結果をどういうふうに執行部が捉えているかということが重要なことなのです。その中で、今回の物品購入、財産の購入以外の中でも、95%以上の入札結果というのは続いているわけです。その部分は、その都度その都度議会の中でも結構指摘をしてきたと思うのです。それが一向に変わらないということになると、どういった議論が執行部の中で行われているのかということを実に伺いたい。改めて、もう一度伺いたいと思います。



○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 今回の一般競争入札につきましては、製造メーカーを対象としたものではございませんで、車両、トラック、バス販売に登録のあるものということで門戸を広げたわけですので、それらの業者さんが入札に参加しなかったというのが結果であるというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） ちょっと戻ってしまいますけれども、入札公告の中に、概要のところであんなにいろいろなメーカーから車種までを指定したという書き方をしたということ、この部分が、いわゆる競争性をなくす一番の要因だったと私は思うのです。だから、その部分についてどう捉えていますか、あくまでも競争性の部分を論点としたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） あくまでも車両販売会社を対象とした入札でしたので、製造メーカーではございませんので、大型バスを納入できるというふうに判断をいたしました。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） 私が伺っているのは、入札公告に、概要のところメーカー及び車種を限定して載せていますよね。それについて、そこで競争性が担保されるのかされないのかという判断をどのようにしたのかということをお伺いしています。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 製品指定することによって、範囲が狭まる可能性は否めないとは思いますが、それでも競争性がゼロになるというふうには考えてございません。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘土君） それはわかりますけれども、その部分が民間企業からすれば、やはり限定されているという判断をすることは、これは当たり前のことだと思うのです、私は。そうなりますと、あくまでも事前審査型一般競争入札とうたって入札事項であるわけですから、その辺のちゃんと説明がしていける内容というものをしっかりと取りそろえた中で、入札を行うべきと私は思うのです。

改めて聞きたいのですけれども、先ほどは解体工事の中で事後審査型と言っておりました。今回事前審査型になっております。この部分の中身をお知らせください。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 先ほどの工事につきましては、事後審査型と言いました。事後審査型につきましては、工事関係及び工事関連業務委託ということになりまして、かなり件数が多いものでございます。ですので、参加登録をされている業者さんを、落札候補になった時点で1社につ

きましての審査を行うということで、十分足りるというものでございます。

それに対しまして事前審査型と申しますのは、入札の前に参加資格要件等を審査いたします。これにつきましては案件が多岐にわたっておりますことから、契約検査課におきましてこれらの業者さんを十分に把握できていないという状況がございます。ですので、入札の前にこれらの業者さんの適格性というものを審査するという、この違いがございます。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） その部分はわかりました。

もう一点だけお伺いしたいのですけれども、入札公告の中で今回のように概要欄のところにメーカーを指定し、車種を指定した入札は、これまであったのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） ちょっと手元にその辺の資料がございませんので、後ほどということによろしいでしょうか。

○委員長（針谷育造君） では、後ほど会議の終了前に報告願います。

渡辺委員。

○委員（渡辺照明君） 恐らくは地元の企業ということで、いすゞという看板を上げたなと思うのです。ということは、自動車会社のおもしろいことは、今ファナックが入っているあそこには、15年前に日野が来るわけだったのです。それは、競馬の跡地をそのまま継続はできないということで、平池市議のお父さんなんか一生懸命骨折って、あそこを工業団地にしたわけです。本当は、日野が来るわけだったのです。ところが、15年綱引きを栃木県とやっていて、栃木県の日野自動車は小平日野なのです。群馬も、個人の会社の日野なのです。茨城は、全く外様ではないのです。栃木県と群馬あって、日野の外様なのです。それで、ずっと綱引きあれしてだめなので、古河のほうへ行っていました。いろいろあるのです。これは、自動車会社の都合でしょうけれども、いろんなのがある。ですから、本当はいろいろお世話になっているのですから年に、恐らくこれは初めてでしょう、いすゞなんて指定して車買うのは。ですから、そういうものありますから、いろいろ雇用や税金関係で世話になっていますので、いすゞという車はいい車ですから、いすゞという車種を指定しますと、こういうふうに言えば、もっとみんなも了解したのです、恐らくは。ただ、一般競争入札というのは、平池委員が言う……

○委員長（針谷育造君） 渡辺委員、まとめていただけますか。

○委員（渡辺照明君） だから、要は最終的にはこういうことだと思うのです。ですから、最後この小山のいすゞ1社しか来なかったというのは、どうせいすゞの車種でかなわないから1社しか来なかったのではないですか、どうなのですか、その辺。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 今回入札可能な会社は21社ございました。ただ、条件とか仕様とかとい

うところで、購入後1年間製造上のふぐあい等がありましたら無償で補償を行っていくということ  
を仕様書で定め、それを担保するために条件といたしまして、過去10年以内に大型バスの新車納入  
実績があることということをつけました。

私どもとしては、安心安全な車両となるため、問題が出た場合はすぐに無償で対応していただく  
ことを条件といたしたところですが、結果的に1社参加になったものと考えております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ただいま課長答弁の中で、参加条件の会社は20社以上あったのだよと、その  
中に最終的に手を挙げていただいたところがいすゞさんだけだったと。私も物流関係で、トラック、  
バス等のほうかかわっておりますので、そういった内情はよくわかっております。

渡辺委員ですとか、いすゞさんの車両と指定があったがために、ほかのバス会社、代表的なところ  
では日野さん、もしくは三菱ふそうさんございます。ただ、やはりいすゞさんが市内にあるとい  
う地域性を考えれば、恐らくほかのディーラーは手を挙げません。ただ、ディーラーが挙げないか  
らといって、バスの販売を扱っている会社はほかにもございます。恐らく行政執行部は、そういっ  
た方々からの参加というものを期待されていたのだろうなど。ただ、やはりどうしても栃木市にし  
ては、いすゞというシンボルマークは余りにも大きいというところから、ほかの方々が手を引いて  
しまったのが現状であろうと思っております。

ただ、私がつだけ危惧するのは、この99.97%という数字は、これはまずどこから見積もりを  
とって、それがいかほどの値引き率だったのか、それがわからないまま数字のパーセンテージを追  
いかけても仕方がないなと思っております。もし行政執行部のほうで、どこかの業者さんに依頼を  
して見積もりをとった、それが基本的な数字となるのであれば、その見積書の中に値引き率とか、  
そういったものも含まれての数字なのか、それとも定価で計算しての数字なのか、1点お伺いしま  
す。

○委員長（針谷育造君） 萩原課長。

○管財課長（萩原雄一君） 見積もりにつきましては、栃木いすゞ自動車株式会社宇都宮営業所さん  
からいただきました。仮契約の金額の3,190万1,040円の内訳でございますが、車両本体価格は  
3,464万3,000円、附属部品といたしましてオプションを追加したものです。251万5,000円、車庫  
証明代行費が3万8,000円で、値引きが765万8,000円ございまして、それに消費税をプラスさせてい  
ただきまして、3,190万1,040円となったところでございます。

以上でございます。

○委員長（針谷育造君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 萩原課長、800万円近い値引き率なのだと。大体私もざっくりでしか知りま  
せんが、普通大型バス3,100万円では買えないのです。この値段で99.97%というのは、おかしいな

とんでいたのです。本来の値引き率で、マイナス率といいますか、本来定価に対しての入札率ということであれば、かなりの値引きになっている。そういったデータもないままに議案上程をされたのは、ある意味軽率だったのではないかなと。定価からすれば、2割5分ぐらい恐らく下がっているのではないかなと思っています。

定価というのは、メーカー定価ですから、そこにメーカー利益が含まれておりますので一概には言えませんけれども、もし今後ご説明頂戴できるときには、そういったところからも説明を頂戴できれば、いらぬ不安を残すこともないのではないかと思いますし、私としてはそういった事情があるのであれば、これはいすゞのバスであっても、ほかの業者さんはその気があれば間違いなく参加をされたはずでございしますが、栃木市の中にいすゞさんのウエートというのを市民の方が知っていて、その業者さんが遠慮したのだろうなど、私はそういうふうに感じておりますし、この価格の執行率についても適正であると認識はしておりますが、その説明方法についてだけ、今後修正していただければと。委員長、これは要望として出させていただきます。

○委員長（針谷育造君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

平池委員。

○委員（平池紘土君） 私は、この議案に対して反対の立場で討論させていただきたいと思います。

当然いすゞさんの我が市に対しての貢献度というのは、十分承知の上でございします。ただ、入札問題についてはいろいろな問題、全ての入札において本当に姿形を変えてきている、これはしようがないことだと思うのですが、私は今回の案件に関しては、論点を明らかにするならば競争率、競争性、そういったものをどうやって担保していったのかということが一番を考えて、捉えているわけでございます。

そういった中で、いすゞさんがとれるように、そういう導きをしたのかというふうに思わざるを得ない部分もあるわけです。それはわかりますけれども、しっかりとした入札制度を用いてやって、その結果こうなったことはわかりますけれども、ただ余りにも入札公告の中に概要欄でメーカー、車種を絞った、そして1社しか入札しなかった。それから、結果99.97%であった部分について、どうしても納得がいかない部分がございます。説明の中でも、競争性の担保という部分で本当に、例えば市長、副市長、部長、課長、そういったところの庁議の中でこういった議論があったのかということが、今回のやりとりの中でうまく見えていない部分もあったなと思っていますので、この案件については反対したいと思います。

○委員長（針谷育造君） ほかに討論ございますでしょうか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） やるつもりもなかったのですが、平池委員のほうから挙手がございましたので、賛成討論ということでやらさせていただきます。

先ほど平池委員がおっしゃいましたとおり、なるほどごもっともと感じるところもございます。ただ、先ほど私の質問の中で申し上げたとおり、執行率の99.97%というのは、例えば建築ですとか土木の場合の99.97%とは、実際的には違うと。もともと100のうちの99.97%ではなく、7割5分からスタートした99.97%ということで、市民の皆様はその執行率については説明ができるであろうと。ただ、今回確かにいすゞのメーカー指定があった。競争性については、いかがなものかという疑問点は残りますけれども、私先ほど要望として出させていただきましたことを今後お約束いただきます。今回賛成ということで態度を表明させていただきます。

○委員長（針谷育造君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第68号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	小久保かおる 松本喜一 渡辺照明 大出三夫 大阿久岩人
		広瀬義明 海老原恵子
	反 対	平池紘士

○委員長（針谷育造君） 起立多数であります。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時03分）

---

○委員長（針谷育造君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

○委員長（針谷育造君） 先ほど平池委員の質疑に対して答弁が留保されておりましたので、ここで牧野課長に答弁を求めます。

牧野課長。

○契約検査課長（牧野修一君） 先ほど議案第68号 財産の取得につきまして平池委員さんからご質問のあった、これまでに入札公告の概要欄に製品指定したものはないかにつきましてでございますが、物品購入等の一般競争入札につきましては、平成28年1月から一般競争となりました。それ以前は、指名競争入札でございました。

それで、入札公告の概要欄に製品を指定した一般競争入札は、今回が5月17日でしたので、1年と5カ月の間では、こういった入札公告の概要欄に製品指定した案件はございませんでした。

---

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） それでは、日程第5、議案第69号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） ただいまご上程をいただきました議案第69号 財産の取得についてご説明を申し上げます。議案書は91ページ、議案説明書は55ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、議案説明書55ページをごらんください。提案理由であります、栃木市消防団に配備中の消防ポンプ自動車2台が老朽化したため、消防ポンプ自動車2台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の91ページをごらんください。財産の取得についてであります、1、財産の表示につきましては、消防ポンプ自動車2台であります。2、取得の方法につきましては、事前審査型条件付き一般競争入札であります。3、取得予定価格につきましては、2,700万円であります。4、取得相手につきましては、小山市大字喜沢1394番地、合資会社渡辺商店、代表社員渡辺圭一であります。

入札に参加した業者の数は10社、落札率は98.04%であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（針谷育造君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 先ほどのバスではないのですけれども、いすゞ自動車の車を使用というふうに入札に書いてあるのですか。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 委員ご指摘のとおり、消防車のシャシにつきまして、いすゞ自動車のもので記載されております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） これも先ほどのバスの説明と同じようによろしいのですか、内容的なものは、地元の業者を何とかしたいという気持ちから、そうなのでしょうか。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） そのとおりでございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ちょっと部長から答弁を求めたいのですけれども、バスも消防自動車もいすゞ指定とありますけれども、指定する最後に同等の車とか、そういうのを入れてもらえないのでしょうか、これ。そういうのを入れてもらえないと、いすゞしか入札参加できないとなるのでしょうか、どうでしょう、部長。

○委員長（針谷育造君） 赤羽根部長。

○総務部長（赤羽根則男君） バスはいすゞで、今回の消防自動車につきましてもいすゞという形、表面に出てきませんけれども、いすゞの車種を使っているということで存じ上げています。原則的には、それぞれの課でどういうメーカーの車を購入したいのか、あるいはメーカー指定しないで購入するのかというのは、基本的にはそれぞれの担当課の考えもありますので、私としてこれがだめだとかいいとかという話はしにくいところありますけれども、ちょっとバスのほうにとりあえず戻りますけれども、特にバスの場合につきましては、やはり本市としてバスを購入するのが十何年ぶりとか、今回買い替えるバス自体が二十数年ということで、なかなかバスを買わないと。しかも高額という中で、今回は地域の業者、メーカーがありますので、バスのメーカーも国内ではそんなにありませんけれども、栃木県市内にはバスのメーカーがあるということで、いすゞのバスを指定したということで担当から聞いています。

消防自動車につきましても、いろいろメーカーはあるのかもしれませんが、いすゞにつきましても特に消防車の関係で、やはりその辺の実績もあるということで、私としては担当課でそれを指定するのはやむを得ないのかなという認識しております。

以上です。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、その後につける同等の車でもよいというのは入れないのですね、これから入札には。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） いや、あったと言ったでしょう。ここには載っていないけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） では、担当課どうですか。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 仕様書のほうにある消防車のシャシが、いわゆる車体がありまして、車体につきましてもいすゞの車体ということで記載させていただいております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） だから、議員には伝えていないのでしょうかけれども、そのいすゞという指定があったみたいなのですけれども、その後に、同等の車両でもいいと入札のところ入れてもらえないのでしょうか。どうなのですか、それだけ聞いているのです。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） その点につきましては、今後担当課と検討させていただきたいと考えております。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） いつまでに検討するのですか。日にち指定させていただきたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 日にち指定ということでございましたが、私としましては次の車両購入時までにと考えております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） この問題も同じ目線で、ちょっと固執するわけではないのですが、競争性の担保というのはどのように担保されているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 増山消防長。

○消防長（増山政廣君） お答えを申し上げます。

消防車両につきましては、いすゞの指定というのは車体ということで、車のもととなるところでございます。ポンプの部分というのは、やはりポンプメーカーが艤装するということであります。今回10社の応札がありまして、それで入札結果が決まったものですから、10社の参加をいただいている結果なので、それなりに競争性は担保されているのかなと思っております。

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） これまで消防車両については継続的というか、定期的に購入されています。その都度その都度入札があったと思うのですが、車種等についてはいずれにいたしましても、取得相手のほうが、何かちょっといつもこの業者さんの名前を見るような気がするのですけれども、それは偶然なのか、たまたまというか、もし資料があるならば、近々の取得業者さんの相手をお知らせいただければありがたいと思います。

○委員長（針谷育造君） 本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 申しわけありませんが、この場にその資料がございませんので、ちょっとお答えはできかねます。

○委員長（針谷育造君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。



〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第6、議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,849万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ637億4,849万1,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第2項、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第3条、地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

第2項、地方債の変更は、「第5表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。6ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正（追加）及び第3表、債務負担行為補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。第4表、地方債補正（追加）であります。子ども・子育て支援施設整備事業として、起債の限度額を850万円を追加するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページをお開きください。第5表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります保育所施設整備事業及び農業生産基盤整備事業につきまして、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法については変更ございません。

ページが飛びまして、21ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。21ページは歳入、次の22、23ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

24ページ、25ページをお開きください。14款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額1,272万6,000円の増額であります。説明欄の地方創生推進交付金につきましては、小江戸・栃木市の新名物とちぎ江戸料理を活用した観光まちづくりと、誘客促進プロジェクト事業に対する国庫補助金であります。

次の地方創生拠点整備交付金につきましては、要支援児童に対する支援拠点として、老人福祉センター福寿園を一部改修する子どもの居場所づくり拠点整備事業に対する国庫補助金であります。

次の社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金につきましては、マイナンバー制度に対応するためのシステム改修に対する国庫補助金であります。

26ページ、27ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1億9,433万4,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として、基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、20款5項4目2節雑入は、補正額140万円の増額であります。説明欄の防災ラジオ販売収入等につきましては、自主防災組織が行う地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対する一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を増額補正するものであります。

次に、21款1項2目1節児童福祉債は、補正額5,780万円の増額であります。説明欄の一般補助施設整備等事業債につきましては、子どもの居場所づくり拠点整備事業に充てるため増額補正するものであります。

次の旧合併特例事業債につきましては、認定こども園施設整備事業補助金の増額に伴い、市債を増額補正するものであります。

次に、4目1節農業債につきましては、西前原地区営かんがい排水事業負担金及び農業水利施設保全合理化事業負担金の増額に伴い、市債を増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。28ページ、29ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額102万円の増額であります。説明欄の職員課一般経常事務費につきましては、環境省への職員派遣に伴い栃木市の公社として住居を借り上げるため増額補正するものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額108万円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、住民情報システムにおけるマイナンバー制度に関するシステム改修の委託料であります。

続きまして、ページが飛びますが、44ページ、45ページをお開きください。8款4項6目まちづくり事業費は、補正額642万5,000円の増額であります。説明欄の歴史まちづくり事業費につきましては、歴史的建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった歴史的風致を維持向上させるため、歴史的風致維持向上計画を策定するための支援業務委託料が主なものであります。本市がこれまで取り組んできた蔵などの歴史的資源を活用したまちづくりを一層推進するとともに、策定した計画について国の認定を受けることにより、国の支援を受けながら各種事業を展開することができるものであります。

46ページ、47ページをお開きください。9款1項5目災害対策費は、補正額140万円の増額であります。説明欄の防災事業費であります。自主防災組織である岩舟町小野寺の小名路自衛消防隊が、地域の防災活動に必要な資機材等を整備する経費に対するコミュニティ助成事業補助金であります。

続きまして、ページが飛びますが、54ページ、55ページをお開きください。10款4項4目文化財保護費は、補正額988万8,000円の増額であります。所管関係部分は、説明欄の1行目、伝建地区拠点施設整備事業費でありまして、平成28年度に取得した嘉右衛門町重伝建地区内のみそ製造工場跡地について、観光、まちづくり、防災の拠点施設として整備を図るため、例幣使街道沿いに建つ伝統的建造物等の修理及び修景の設計業務を委託するものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第7、議案第77号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○参事兼財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第77号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページをごらんください。平成29年度栃木市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1表、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,920万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ637億6,769万7,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出になっておりますが、内容につきましては後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。7ページは歳入、次の8、9ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただきます、引き続き歳入について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1,920万6,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。2款1項15目諸費は、補正額1,920万6,000円の増額であります。説明欄の市税過誤納金還付費であります。都市計画税につきましては合併による不均一課税を解消するため、藤岡、都賀、岩舟の3地域の市街化区域においても課税が始まり、西方地域を除く全ての地域において都市計画税を課税しているところであり、今年度に入りまして、課税データの点検作業を行ったところ課税誤りが判明し、市全体で226人の方々に對しまして、本税相当額と還付加算金を還付する必要が生じたため、増額補正するものであります。

以上をもちまして平成29年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（針谷育造君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑ありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） ご異議なしと認めます。

したがひまして、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

---

◎陳情第2号の上程、質疑、討論、採決

○委員長（針谷育造君） 次に、日程第8、陳情第2号 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

岩崎書記。

〔書記朗読〕

○委員長（針谷育造君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨や陳情事項、その論点等について、さらに陳情に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回の陳情に関しましては、この陳情の趣旨と申しますか、おっしゃりようというのが、本市の自治基本条例に基づきまして思川開発事業ですとか、県でやっております県南広域的水道整備計画に対しまして、市民の方々へ情報公開や意見聴取を求めてくれという陳情内容でございます。それについては、十二分に理解をさせていただいているところでございます。

ただ、今回の陳情提出をされている方々が、市の執行部のほうにも同じ内容の要望等を提出されていらっしゃるし、5月30日でしたか、市のほうからも陳情者に対する回答がされているということで、既に陳情の本意と申しますか、趣旨は市に、執行部には届いていらっしゃる。そんな中で、私なりにちょっといろいろ考えさせていただきましたけれども、県が進めている県南広域的水道整備計画、そして国が進める思川開発事業に対する思いというのが非常に大きくあるように、陳情説明の中で感じられました。

先日の研究会で皆さんからの意見をお聞きして、また文化会館等で開催されました本件に関する集会、そういった中でもいろいろ皆さんが生活にかかわることだということで、ご心配をされているというのは十二分に理解しておりますけれども、その中で何かちょっとそういった事業に対して否定的な考え方をお持ちの方が多くいらっしゃるのも感じております。ただ、この事業や計画等に対する陳情ではなく、今回いただいている陳情が、行政執行部、そして議会に情報公開や意見聴取ということを求めた陳情であることから、私今回は5月30日の執行部回答をもって、陳情の趣旨はなされたものと判断してよろしいのではないかと考えておりますので、今回の陳情については不採択ということで主張させていただきます。

○委員長（針谷育造君） そのほかご意見ございますか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） あくまで自由討議ということでよろしいですか。

○委員長（針谷育造君） はい。

○委員（平池紘士君） 先ほど広瀬委員のほうから、5月30日に答弁というか、答申があったと、回答があったということなのですけれども、これ委員の皆さん、ご存じの方向人いらっしゃるかちょっとわからないのですけれども、私は知らない案件だったのです。私知らない部分だった。

〔「資料配付されている」と呼ぶ者あり〕

○委員（平池紘士君） 配付されている。ちょっとその辺事務局に確認してよろしいですか。

〔「先週金曜日に、議員の皆様配付されていると思われます」と呼ぶ者あり〕

○委員長（針谷育造君） 平池委員。

○委員（平池紘士君） 済みません、確認しました。ありがとうございます。

○委員長（針谷育造君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） この間の常任委員会の際に、私は個人的な意見出しましたけれども、またそのような方向性ですけれども、この陳情に対して、栃木市が地下水を100%利用してこれからもやっていくという気持ちは、私も同じ意見です。

ただ、一つやらなくてはならないと思っているのは、西方、都賀町、栃木市、大平、藤岡、岩舟の地下水の水道管を全部本管をつなげて、この1市5町が安心安全な水を全員どこでも供給できるような状況を、まずつくっていくことが第一かなと。総務常任委員会ではありませんけれども、これ水道課のほうでしようけれども。それとまた県のほうでは、思川開発事業の中で県南広域的水道整備事業計画があります。この間質問の中で、小山市はどうかと言ったら、小山市は単独でもう県のほうにお願いして、今活動していると。残された栃木市、壬生町、野木町ですか、その町、市がこれからそこに参加していくということに対しては、私はこれからいつまで地下水が使えるのか保証できません。例えば東日本大震災のような大きな地震が起きて地下水が冒されたり、地下水が上げられないという状況になったときには、そういう状況を何とか市民のために安心安全な水を供給するためには、そういう思川開発の事業にも参加して供給ができる、備えあれば憂いなしではありませんけれども、そういうこともしっかりやっていくのが、行政並びに議員の役目であると思っています。

そういうことで、この陳情は理解はできますけれども、私は不採択にしたいと思っています。これもみんな陳情の方々の思いも、100%とは言えませんが、県のほうにはつながっていくと思いますので、その辺もご理解していただければと思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにご発言ありますか。

小久保委員。

○副委員長（小久保かおる君） 陳情書は、自治基本条例の基本に基づき市に適切に対応してほしいという内容で、本当に自治基本条例は尊重すべきものだと思い、私も同等の考えです。でも、この陳情の文面に出てこない背景や状況を、先日の陳情者の方の意見陳述、また市の回答もしっかりと判断材料にさせていただきました。総合的に判断しなければいけないと思います。

現時点では、事業に関する具体的情報や、市民の方のご意見を徴取する内容はないものと考えられます。また、個人的な考えなのですが、長期展望に当たっては新たな水道原の確保は必要だと思っています。いろいろなことを考えまして、本陳情は不採択とすべきと思いを伝えさせていただきます。

○委員長（針谷育造君） 大出委員。

○委員（大出三夫君） 今栃木市の地下水は、結構十二分においしい水が供給できていると思います。

将来のことについては、まだまだ恐らく何十年後になるか、正直わかりません。わからないと思います。そういうことで、国なり県なりが進めていますけれども、これはあくまでも陳情書でありますので、これから国、県のもう少し具体的な策が出てくれば、その時点でいろいろ検討する必要もあるかと思っておりますので、今回は素直に、陳情書ですから受けるべきではないかと思っております。あくまでも周知徹底はまだまだ、市民末端まで周知徹底してくれと、そういう趣旨のものが強く望まれておりますので、それらに答えることも今後の行政、議会の使命ではないかと、そういうことで素直に陳情書は受けるべきだと私は思います。

○委員長（針谷育造君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明の文では、よく水道水、本当に表流水、地下水ということで、まぜて飲むというのはいかなるものかなという気はするのですが、水道水に対しては大変理解するのですが、私は、これから私たちの子供、孫の時代に、栃木市が工業団地というか、藤岡のほうに100町歩の工業団地をつくりたい、いろいろな開発のときに、果たしてその水利の権利ですか、それというものはどのように担保されるのかなと。この地域は、私が考えるには工業地帯、それともう一つは物すごく大きな食品メーカーが目をつける地域なのです。今度の上川原工業団地にも大きな食品会社が来ます。それと、栃木県ではもやし屋さんが来ております。栃木県が大体120億円、次の2番手が30億円ぐらいということで、栃木市がすごいもやしを生産しているわけです。これは、なぜかという水があるからということで、栃木県がもやし屋さんを、国内でも3つぐらい大きなところをウエルカムして来ているというのは事実でございますので、私は今の表流水の問題と、今後の問題ということ考えたときに、どっちをとるべきかなという気がしますと、やっぱり将来子供たち、孫たちに、この権利をとっていききたいという形をとりたいと思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにご発言はありますか。



渡辺委員。

○委員（渡辺照明君） 私らは、地下水に恵まれてずっと来ましたが、これから先の長い目で見てどうなるかというのは、皆目見当つきません。ですが、やはり今大事なことは、水資源公社のあれを県が黙って蹴ることができるか、栃木県がうんと言ったものを市が蹴られるか、そういういろんな行政面の複雑な面があるので、今回の陳情は、私は不採択にすべきだと思っています。

以上です。

○委員長（針谷育造君） ほかにございませんか。

平池委員。

○委員（平池紘士君） 具体的に私も発言していなかったと思うので、先ほど広瀬委員のほうからもありましたけれども、5月30日に回答が出ていると、その説明も私たち受けました。確かに時系列的なことを言えば、もう答えたのかなというふうには捉えがちだとは思いますが、先ほど大出委員のほうからもありましたように自治基本条例、ではこの案件だけのものかというところではなく、あるいは議会基本条例もそういうわけでもなく、やはり具体的に趣旨として、中身のことはいずれにいたしましても、しっかりと情報を共有していきたいという思いというのは、素直に捉えられるかなというふうに感じているものですから、この陳情については採択してもよろしいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（針谷育造君） よろしいでしょうか。

ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから陳情第2号について採決いたします。

それでは、採決することについて起立採決をしたいと思っております。本陳情を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	平池紘士 大出三夫
	反 対	小久保かおる 松本喜一 渡辺照明 大阿久岩人 広瀬義明
		海老原恵子

○委員長（針谷育造君） 起立少数であります。

したがって、陳情第2号については不採択とすべきものと決定いたしました。

それでは、先ほど平池議員の質疑に関し消防本部の答弁が保留されておりますので、本名主幹に答弁を求めます。

本名主幹。

○消防総務課主幹（本名義人君） 先ほどは失礼いたしました。

平池委員からのご質問でございますが、消防団車両の購入先ということで、入札業者ということで平成29年、今年は、先ほど答弁しましたとおり合資会社渡辺商店です。平成28年度は、購入はあ

りませんでした。平成27年度は、株式会社モリタでございます。それから、平成26年度も株式会社モリタでございます。平成25年度も株式会社モリタでございます。

以上でございます。

---

◎閉会の宣告

○委員長（針谷育造君） 以上で、当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 零時04分）